

生徒指導規程

(福山市立戸手小学校)

2025年(令和7年)4月より施行

1 目的

この規程は、新市中央中学校区内の各学校の教育目標を達成するためのものです。児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めています。

2 学校生活に関すること

【登下校について】

- (1) 交通ルールを守り、登下校する。
- (2) 登校班での登校を原則とする。登校班の編成は、各地域によって決定し、変更がある場合は速やかに学校に連絡する。
- (3) 集合時間、歩道でのマナーを守り、定められた通学路を通過して登下校を行う。
- (4) 登校班の班長・副班長は、原則として班内の年長者が担当し、班員を一列に並べて登校させる。車道を横断する場合は、登校旗を持ち、手を挙げ、安全を確認したのち、横断する。

【登校・遅刻・欠席・早退・外出について】

- (1) 到着時刻は、7時50分から8時10分を目安とし、学習用具を片付ける。8時20分には朝読書を始める。
- (2) 欠席・遅刻の場合は、連絡フォーム等で保護者が欠席の理由を学校に連絡する。
- (3) 体調不良等で早退の場合は、保護者に連絡し、原則として迎えを頼む。また、家庭の事情等で早退の場合は、必要に応じて、保護者が、時間、早退時の下校方法(送迎する人や下校手段等)を予め学校に連絡し、送迎の場合職員室まで迎えに行く。
- (4) 原則、登校したら、下校時刻まで校外には出ない。

【頭髪について】

授業や給食準備等、学習や衛生上支障の出ないよう、肩にかかる程度であれば結ぶ。装飾のついたものやヘアバンド・リボン・シュシュ等は禁止とする。

【装飾について】

装飾については、安全への配慮のため次のことを禁止する。

- (1) ピアス、ネックレス、ブレスレット等の装身具

- (2) マニキュアなど爪への装飾

【持ち物について】

- (1) 学習に不必要な物は持ち込まない。
- (2) 持ち物には、はっきりと名前を書く。
- (3) やむを得ず携帯電話、スマートフォンを学校に持ち込む場合は許可を受け、職員室で管理する。

【服装・身なり等について】

(1) 制服(男女共通)

上…上着(紺)

スクールセーター、ベスト(黒、紺)
半・長袖のポロシャツ、カッターシャツ
ブラウス(白)

下…半ズボン・ハーフパンツ(紺)

スカート(紺)

※ 長ズボンを着用する場合
無地で紺か黒の物。

○上記の中から、体調や気候に合わせて、
服装を選ぶ。

○制服の上着を最優先とし、寒い場合はセーターや
ベストを上着の下に着用してもよい。
(セーター、ベストでの登下校は認めない)

(2) シャツ

カッターシャツ(ブラウス)または、白のポロシャツ
を着用し、シャツ出しはしない。

(3) 靴下・タイツ

①靴下は黒・紺・白とする。

②タイツは紺か黒とする。ただし、保健衛生上体育の
時は使用しない。寒い場合は体操長ズボンを使用す
る。

(4) 通学帽子

黄色の帽子を毎日かぶって登下校する。

(5) 履物

①通学は白の運動靴、上履きは、白の屋内シューズと
する。雨天や降雪時は、長靴を使用してもよい。

②上履きの名前をかかとシューズの上側の2箇所
に書く。

(7) 名札

①学校指定の物を使用する。

②毎日つけて登校する。

(8) その他

①スクールセーターは、制服の裾からはみ出さない、
また袖は手首より短いものを使用する。

②ジャンパー等、防寒着は、使用してもよい。カイロ

は上着の下に貼るか、ポケットに入れる。

- ③手袋・ネックウォーマー・ジャンパー、マフラー等の防寒具は登下校時の使用とする。

3 校内の生活

(1) 授業や学校生活全般

- ①自分の持ち物には、必ず記名する。
②時刻を守る。
③あいさつ、返事、言葉使いを大切にする。
- (2) 休憩時間
- ①学校の外や、立ち入り禁止場所には行かない。
②校内放送は、体の動きを止め、静かに聞く。
③特別教室や、他の教室には、勝手に入らない。
④廊下や階段を走らず、右側通行を守る。
⑤学校の施設や道具、草花や樹木を大切にする。
⑥整理整頓をする。(靴箱、机、ロッカー、掃除道具入れ等)
⑦運動場の遊具の遊び方のルールを守る。
⑧休憩時間には、タブレットを使用しない。目を休める。

(3) 保健室利用

- ①体調がすぐれない場合は、速やかに担任もしくは身近にいる学校職員に連絡する。特別な処置や回復時間が必要な場合は、養護教諭の判断により、保健室を利用することができる。体調の回復が見込めない場合は、学校から保護者に連絡し、迎えをお願いする。
②度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡し、医療機関への受診を勧める。

(4) 給食

- ①給食着・マスクを着用し、給食当番をする。

(5) 掃除

- ①掃除は、学校の環境を整える学習活動の一つである。無言で、時間いっぱい、すみずみまで掃除をする。

(6) その他

- ①部外者の学校内への無断立入りは禁止する。用事のある場合は、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。
②学校内の施設設備、備品等を損壊した場合は、保護者が修理代を負担する。

4 校外での生活に関する事

(1) 児童だけの外出

- ①外出の場合は、行き先、帰宅時刻を家族に伝えておく。
②帰宅時刻は4月始業式から9月末までは午後6時、10月～4月始業式までは午後5時とする。

(2) 学区外への外出

原則として児童だけで学区外へ遊びに行かない。学

区外在住の児童宅に遊びに行く場合は、両方の保護者がそのことを認知し、各家庭において十分な安全指導を行うものとする。

(3) 危険な遊び

- ①道路や私有地ではスケートボード、ローラーブレードなどで遊ばない。
②火遊びはしない
③児童だけで池や川で遊ばない。
④危険な遊び(エアガン等)はしない。
- (4) 危険箇所への立入り
立入り禁止箇所や廃屋、川等危険が予想される場所に児童を立入らない。
- (4) 自転車の乗り方
- ①自転車に乗るときにはヘルメットをかぶる。
②定期的に自転車の点検をし、常に整備された物を使用する。
③自転車に乗るときは交通ルールを守り、とび出しや2人乗りをしない。
④自転車は、1・2年は、歩道があるところ、車の往来が少ないところ以外では乗らない。
3年生の交通安全教室以後、自転車に乗っても良い。

4 特別な指導に関する事

- (1) 自らの行為の過ちを認め、同じ過ちを繰り返さないように反省し、今後の展望や目標を持たせるため、教育上必要と認められる場合は、特別な指導や教育相談、関係機関との連携を行います。
(2) 対象となる行為を次の通りとします。
- ①法令・法規に違反する行為
- ア いじめ
 - イ 窃盗・万引き
 - ウ 喫煙・飲酒
 - エ 暴力行為・恐喝・金銭強要・脅迫行為
 - オ 建造物・備品等器物損壊行為
 - カ 火遊び・放火
 - キ 薬物の乱用行為
 - ク その他の法令・法規に違反する行為
- ②学校の規則等に違反する行為
- ア 指導に従わない
 - イ 不要物の持込み
 - ウ 不正行為(テストのカンニング等)